

# 金成マツの英雄叙事詩にみられるイトコ婚

本田 優子

## はじめに

アイヌの歴史を構築する際に、アイヌ自身の歴史認識に依拠する必要があるのはいうまでもない。しかし、かつてのアイヌ社会は、文字による歴史叙述を遺してはこなかった。その代わり、歴史意識を内包する資料としての膨大な口頭伝承が存在する。それゆえ、それらの口頭伝承、とりわけ口承文芸資料を利用し、そこに流れる歴史意識を浮かび上がらせる作業は、大きな意味を持つと筆者は考える。

もちろん、口承文芸と歴史とを結びつける試みは今に始まったことではない。知里真志保「ユーカラの人びととその生活」(知里 1954) はそのような研究の嚆矢であり、英雄叙事詩に登場する「ヤウンクル」を「内陸の人（アイヌ）」に、「レブンクル」を「沖の人（オホーツク文化人）」に比定し、両者の民族的戦争が英雄叙事詩のモチーフであるとした。その後しばらくこのような視点からの研究はみられなかつたが、1974年に海保嶺夫が、英雄叙事詩にはシャクシャインやハウカセなどが活躍した英雄時代の時代相が読みとれ、和人との戦いが英雄叙事詩の成立に大きく影響したと述べた（海保 1974）。一方、榎森進は英雄叙事詩を独自に分析することにより、知里と同様に英雄叙事詩は擦文人とオホーツク文化人の戦いを描いたものであると結論づけた（榎森 1982）。

このような、英雄叙事詩を歴史に直結させて利用する歴史学研究者の方法に対し、口承文芸研究の分野からは異が唱えられた。金田一京助や久保寺逸彦は、英雄叙事詩に対して「歴史的裏付けを認めない」という立場を表明した（久保寺 1969a）。また中川裕も、従来の歴史研究の問題点として、英雄叙事詩のジャンルそのものの成立と個々の話型の成立

とを未分化に論じていると批判した（中川 1989）。

その上で中川は英雄叙事詩の資料性について、倫理観や舞台設定など多くの点において神謡や散文説話とは大きな相違がみられる「別次元の世界の物語」であり（中川 1997）、娯楽性がその第一義的な機能なのだと指摘した（札幌大学ペリフェリア・文化学研究所 2005：54<sup>\*1</sup>）。また奥田統己も「英雄叙事詩の描写は語り手や聞き手にとってより現実から遠いもの」（奥田 1996：23）と述べている。この点については筆者も基本的には見解を同じくするものである。

しかし、それでは、どの程度現実から遠いのかという点については、実際には感覚的にとらえられているにすぎず、個々の事象ごとの検討がなされているわけではない。このような問題意識から筆者は、現実のアイヌ社会で確認されている特定の事象が、英雄叙事詩においてどのように出現するかを検証したいと考え、そのための指標として「婚姻」を設定した。

婚姻をとりあげる理由は、1. それが社会構造の基礎を形成する関鍵的行為であるだけでなく、当該社会のその時代の倫理観や価値観に深く結びついていること。2. 英雄叙事詩において頻繁に出現し、かつ詳細に語られる事例が多いこと。3. 民族誌研究の成果として、現実のアイヌ社会における母方平行イトコ婚のタブーという特徴的な婚姻規制の存在が知られていること、などである。

つまり、現実のアイヌ社会における婚姻の禁忌が、はたして英雄叙事詩においてもみられるかどうか検証することにより、物語中にどの程度現実が反映されているのかを考える手がかりとすると考えたのである。

アイヌの口承文芸にみられる婚姻に関する先行研究としては、児島恭子の「伝統的アイヌ社会における女性の役割」（児島 1989）<sup>\*2</sup>がある。児島は16編の物語の婚姻事例から、1. 本人の意志に関係なく子どもの時に決められていた許嫁には、父方のイトコが多いらしい、2. 地理的には同じ川の川上と川下である、3. 兄弟が或る姉妹と結婚する（兄が姉のほうと、弟が妹のほうと）例も少なくないようである、など、いく

つかの重要な指摘を行っている。しかしここで例示された16編のうち10編以上は散文説話であることから、本稿では英雄叙事詩に照準を絞って考察してみたい。

今回筆者が分析のために利用したのは、幌別出身の金成マツ<sup>\*3</sup>が遺した英雄叙事詩のうち、既に活字公刊されている資料群である。具体的には、『アイヌ叙事詩ユーカラ集』（金成まつ筆録／金田一京助訳注 1959-1966）所収の7編、『アイヌ民俗文化財（ユーカラシリーズ）』（北海道教育委員会 1979-2005）所収の22編、「虎杖丸別伝」（金田一 1931b）の計30編<sup>\*4</sup>である。もとより金成マツの筆録資料に現れる傾向を全ての英雄叙事詩に共通するものとして普遍化することはできない。しかし、活字化されていないものを含めると、現存する英雄叙事詩資料の中では抜きんでて膨大な資料群である点や、ほとんどが筆録資料であることも相俟って、巧みな物語構成や入念な言葉の選び方から書き手の意図を推し量ることができる点など、本稿のテーマを考察するための資料として最良であると考え、使用するものである。

まず、Iにおいては、民族誌研究において報告されたアイヌの婚姻禁忌、すなわち母方平行イトコ婚のタブーに関して簡単にまとめる。IIでは、金成マツの英雄叙事詩における婚姻の全体像をおさえた上で、許嫁関係について考察する。さらに、その中でもイトコ婚の諸相について考察してみる。IIIでは、そこから導き出される像と、民族誌研究にみられる婚姻像の比較を行ってみたい。

なお本稿は、『アイヌの歴史と物語世界』（札幌大学ペリフェリア・文化学研究所 2005）所収の筆者の報告に、その後の作業による新たな考察を加えてまとめ直したものである。

## I アイヌの婚姻禁忌

アイヌ社会の婚姻については、民族誌研究の分野で一定の研究が蓄積されてきた。まず、戦前の先駆的研究として名取武光「沙流川筋アイヌの家紋と婚姻」（名取 1943）があり、「家紋」が父系で受け継がれるの

に対し、「観念上の貞操帯」（本稿における下紐を指す）は母系で受け継がれることを指摘している。その後、1951年に日本民族学協会が行った沙流アイヌ総合調査に基づき、杉浦健一「沙流アイヌの親族組織」（杉浦 1952）が発表された。これが最初のまとめた報告だといえる。また瀬川清子も、沙流川流域や北海道各地での聞き取り調査（瀬川 1952, 1961）の後、この分野の集成的文献である『アイヌの婚姻』（瀬川 1972）を著している。

『アイヌ民族誌』所収の「生死・婚姻・習俗行事…妊娠と出産」（久保寺 1969b）は、自らも沙流川アイヌ総合調査に深く関わった久保寺逸彦が、これら一連の研究成果を統合・整理したものである。近年の研究としては、萩中美枝「アイヌ民族の家族と人の一生」（萩中 1998）や藤村久和「アイヌにおける母系と父系」（藤村 2003）がある。

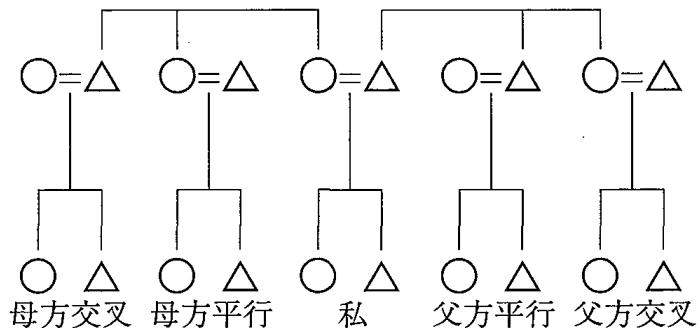
以上のような研究史のなかで、本稿のテーマに関わる問題について若干解説しておきたい。

まず、下紐について述べなければならない。下紐とは一般的に、結婚を前にしたアイヌの女性が、母あるいは母方の女性から授けられる組紐であり、主としてツルウメモドキやイラクサの纖維によって編まれる。糸の本数や長さ、体に巻き付ける方法などは、それぞれの系統をたどって受け継がれる（萩中 1998）。多くのタブーに満ちたものとされ、他人に見せることはもちろん、口に出すことも憚られたという。

下紐は、婚姻にも深く関わっており、男は母と同じ下紐の系統を持つ女とは結婚できない。すなわち、母の姉または妹、さらにその娘は、母と同じ下紐を持っており、そのような女性と結婚することは禁忌とされたのである。瀬川は同じ下紐を持つ関係のことを、古老からの聞き取りに基づき、「shine-upshor」と表現している（以下、本稿では近年のアイヌ語表記に従い sine upsor と記す）。

周知のように、イトコには平行イトコ（パラレルカズン）と交叉イトコ（クロスカズン）があるが、sine upsor のタブーは、主として母方平行イトコ婚に対する禁忌を意味する。<図1>

&lt;図1&gt;



例えば、『アイヌの婚姻』（瀬川 1972）には各地の古老たちのイトコ婚についての見解が記載されており、姉妹同士の子ども、つまり *sine upsor* は結婚してはいけないという証言を、平取を中心に数多く記録している。同じような証言は、白老、鶴川、浦河、白糠、塘路、屈斜路、本別、伏古、音更、芽室、白人にみられる。旭川では「子が出んもんだ」と語られている。登別および十勝の止若など、一部の地方に「悪くはない」との証言がみられるが、ほぼ全道的に姉妹同士の子の婚姻が忌避される傾向があるといえるだろう。

ただし、どうしても母と同じ下紐を持つ女との結婚を望む場合には、女は他の形式の下紐を他人から譲り受ける (*upsor kikiraye*) とされる。しかし、この変更は一代限りであり、その夫婦に娘が生まれた場合には、母親の本来の下紐の系統を受け継ぐことになる。これに対し、父系に伝えられる祖印は、男が養子に入って新しい祖印を継承した場合、その息子もまたその新しい祖印を受け継ぐ。このように、男性が父系の出自よりもむしろ家を受け継ぐのに対し、女性は出自に結びつく母方の系統を強く受け継いだとされる。

以上が、婚姻関係に関わる従来の理解のうち、本稿に関わる主な論点である。

## II 婚姻の全体像と許嫁関係

### (1) 婚姻の全体像

金成マツの英雄叙事詩には、数多くの婚姻が登場する。物語によって

は、登場人物の多くが最後の大団円場面で婚約するなど、ストーリー展開にほとんど影響を与えないような婚姻関係もみられる。したがって、それら全てを同等に扱う事はかえって全体的理解の妨げとなるように思われるため、本稿では、物語構成に深く関わる主人公および主人公の親族の婚姻関係を取り上げて考察することにしたい。

そのような婚姻事例は、今回使用した30編のテキストのうち、27編に48例登場しており、それらの関係性などをまとめたものが＜表1＞である。ただし、許嫁関係にありながら婚姻には至らなかったケースも、重要な示唆を含むものと考え、表の中に含めた。また、主人公に妻が二人存在する場合は、2組の婚姻とみなしそう例としている<sup>\*5</sup>。

以下、この表に基づいて考察を進めることにする。なお、登場人物名<sup>\*6</sup>のアイヌ語表記は、金成マツ自身の表記に基づくものとする。

前述のように、今回使用した30編の英雄叙事詩のうち、27編に結婚の事例が登場する。さらに、残りの3編のうちでも1編は、結婚には至らないものの二人の女性が主人公に想いを寄せることを基軸としてストーリーが展開している。このような点からみて、金成マツの英雄叙事詩においては、「恋愛・結婚」が大きなモチーフの一つになっていることは間違いないだろう。

## (2) 許嫁関係

以上のような婚姻関係の中での大きな特徴の一つは、許嫁関係が多数登場することである。表に挙げた48例には許嫁関係が28例みられ、そのうち23例は許嫁関係から結婚へと進んでいる。許嫁でありながら結婚しなかった事例は5例あり、これを主人公自身とそれ以外に分けると以下のようになる。

### ①主人公自身の場合

〈7〉- ii 「虎杖丸別伝」…許嫁である Rampeshka un mat よりも、敵側の女性でありながら加勢してくれた Nisaptasum に恋をした。

〈8〉- i 「金の下駄」…許嫁である Ishkar un mat よりも女神の娘で

金成マツの英雄叙事詩にみられるイトコ婚

<表1>

		男	女	結婚	許嫁関係	親族関係	出典	物語名
⟨1⟩	i	Ponyaunpe 主	Esannot un mat	○	○	双方交叉	集Ⅲ-1	小和人
	ii	Shupshupkani	awen-tureshi	○	×	双方交叉		
⟨2⟩		Ponyaunpe 主	Ishikar un mat	○	?	双方交叉	集Ⅲ-2	神造頭・神造胴
⟨3⟩	i	Ponyaunpe 主	Oyaror un mat	○	×	×	集Ⅳ	朱の輪
	ii	Kantori-kamui	Kemka karip	×	○	×		
⟨4⟩	i	Ponyaunpe 主	Nishimak un mat	○	×	×	集V	ニシマク姫
	ii	Nishimakumbe	awen-tureshi	○	×	×		
⟨5⟩		Ponyaunpe 主	Iyochi un mat	○	○	父方平行	集VI	余市姫
⟨6⟩	i	Ponyaunpe 主	Nishorunsanta atureshipo	○(予定)	○	×	集VII-1	耳輪の曲
	ii	Tumbu orun kuru	Ishikar un mat(姉)	×	○	父方交叉		
⟨7⟩	i	Ponyaunpe 主	Nisaptasum	○(予定)	×	×	全10	虎杖丸別伝
	ii	Ponyaunpe 主	Rampeshka un mat	×	○	父方交叉		
⟨8⟩	i	Ponyaunpe 主	Ishkar un mat	×	○	不明	シ1	金の下駄
	ii	Ponyaunpe 主	Retarpesh un mat	○(予定)	×	×		
⟨9⟩		Ponyaunpe 主	Ishkar un mat	○	○	父方交叉	シ2~4	細糸 柔糸
⟨10⟩		Ponyaunpe 主	Nisetok un mat	○(予定)	×	不明	シ5~6	鹿男の勇者-
⟨11⟩	i	Ponre bun kuru	kamui koro ushiu 主	○	○	父方交叉	シ7~9	踊ろう跳よう物語
	ii	Otasam un kuru	tumbu orun mat	○(予定)	×	双方交叉		
⟨12⟩		Ponyaunpe 主	santa un mat	○(保留)	×	×	シ10-12	急流川の女が-
⟨13⟩	i	tunibok un kuru(父)	tunibok un mat(母)	○	○	双方交叉	シ12-14	おば・妹
	ii	tunibok un kuru(子)	unarbe turesh 主	○	○	父方交叉の子		
⟨14⟩	i	Ponyaunpe 主	shitoki koro mat	○(保留)	○	父方交叉	シ15-16	沖の岬に住む-
	ii	Ponyaunpe 主	Taraika un mat	○(保留)	×	×	シ15-16	
⟨15⟩	i	Otasut un kuru 主	Otasam un mat	○	○	双方交叉	シ17	若きチクベニ神-
	ii	Otasut un kuru 主	horkeu kamui tureshpō	○	×	×		
	iii	Otasam un kuru	Otasut un mat	○(予定)	○	双方交叉		
⟨16⟩	i	Iyochi un kuru	Tomisambechi un mat 主	○	○	双方交叉	シ18	余市彦物語
	ii	Iresu yubi	Iyochi un mat	○	○	双方交叉		
	iii	apotonoke	santa un matkachi	○(予定)	○	×		
⟨17⟩		Ponyaunpe 主	shinish...kamui tureshpō	○	×	×	シ19	神の着物の上-
⟨18⟩		Ponyaunpe 主	Beruika un mat	○	×	×	シ20	ペルイカ村
⟨19⟩		Ponyaunpe 主	pon santa un mat	○	×	×	シ21	サンタンの美女-
⟨20⟩		Ponyaunpe 主	tunibok un mat	○	○	×	シ22	天にいる男-
⟨21⟩		otasam un kuru 主	Rebunshiri un ma t (妹)	○	×	×	シ23	ポイヤウムベが-
⟨22⟩	i	Ponyaunpe 主	shirsam un mat(okikurumi妹)	○	×	?	シ24	オキクルミが-
	ii	Kantori-kamui	shirsam un mat(okikurumi妹)	×	○	×		
⟨23⟩	i	pon kanishiri un kuru	otasam un mat 主	○	○	双方交叉	シ24	カニシリの若者-
	ii	兄弟4人	姉妹4人	○(4組)	○	双方交叉		
⟨24⟩	i	pon moshiri un kuru	Tomisambechi un menoko	○	○	父方交叉	シ25	わが甥 我を-
	ii	pon moshiri un kuru 兄	Akor sapo	○	○	双方交叉		
⟨25⟩	i	Ponyaunpe 主	tunibok un mat	○	○	父方交叉	シ26	海の妖精-
	ii	Ponyaunpe 主	kaniesannot un mat	○(保留)	×	×		
⟨26⟩	i	Ponyaunpe 主	sikanna kamui turesipo	○	×	×	シ27	隠された人食い-
	ii	Ponyaunpe 主	Tobushbet un mat	○	×	×		
⟨27⟩		ekasi	主	○	○	×	シ27	六代を生きた-

\*表記は金成マツに従った。ただし、主人公名の表記には揺れがみられ、ここではPonyaunpeに統一した。また ummatはun matに統一した。

\*結婚：(予定)は近い将来確実に結婚が予定されている場合であり、(保留)はおそらく結婚することになるだろうと予測される場合である。

\*親族関係：主人公からみた場合であり、主人公ではない場合は男性からみた場合である。

\*出典：「集」は『ユーカラ集』、「全」は『金田一京助全集』、「シ」は『ユーカラシリーズ』を指す。数字はそれぞれの所収巻。

ある Retarpesh un mat に恋をした。

## ②主人公ではない場合

〈3〉- ii 「朱の輪」…Kantori-kamui は Kemka karip (主人公の実妹) の許嫁だったが、主人公と彼女の仲を疑ったため殺された。

〈6〉- ii 「耳輪の曲」…Tumbu orun kuru は Ishikar un mat (姉) の許嫁だったが、主人公と戦い殺された。

〈22〉- ii 「オキクルミが私・ポンヤウンペに伝言を寄こした」… kantori-kamui は shirsam un mat の許嫁だったが、彼女が主人公に恋をして婚約を破棄した。kantori-kamui はその後、主人公と戦い殺された。

②の 〈3〉 〈6〉 はいずれも主人公に殺されたため結婚に至らなかつたのであり、自らの意志で婚約を破棄したのは、①主人公自身の 2 例、②主人公の妻になる女性の 1 例、計 3 例である。この場合、許嫁関係よりも恋愛感情を優先させたことになるが、そのことに対する釈明や理由付けは一切なされていない。

28例のうち婚約破棄が 3 例しかみられないという点に注目するならば、許嫁関係というのはやはり結婚に際しての強力な規範となっているといえるだろう。例えば、〈15〉「若きチクペニ神がオタサム村を撃つ物語」<sup>\*7</sup> の主人公が許嫁の Otasam un mat を本妻とし、狼神の妹を相妻としている点は注目される。一般に、英雄叙事詩においては神も人間も同じように空を飛び巫術を使うなど、パーソナリティにおいても能力においても両者の境界は截然としない。しかし、例えば女神を含む神々および人間の男性は、小袖に由来するコソンテという衣服を身にまとっているのに対し、人間の女性だけはチキリペという衣服を着ている（本田 2004）など、女神と人間の女性は明らかに区別され、一般に女神は人間の女性よりも上位に位置する存在として意識されている。にもかかわらずここでは、特に高貴な存在の象徴である狼神の妹を差し置いて人間の女性を本妻とするほど、許嫁関係は一義的な規範となっているともいえる。

### (3) イトコ婚の諸相

#### 1) イトコ婚に対する意識

次に、本稿の主要なテーマであるイトコ婚について考察する。テキストにおける48の事例のうちイトコ関係にあるのは24例であり、半数を占める。これが偶然なのか、それともある程度意識的にイトコ間の婚姻が推奨されているのかは、興味深い問題である。

これについては、回答ともいえる記述が英雄叙事詩中にみられる。

Anun orwano echiiptom nukar kasu no shine utatta ir utatta … shino  
pirika ruwe … taban ari akoitak hoppa

違う村の他人と結婚するより一つの仲間 身内である …本当にいいことだと それぞれが言い遺されていたのである

〈23〉「カニシリの若者をのろった娘」

このように、明らかにイトコ婚を推奨する考え方が存在していることが伺えるのである。

それゆえ当然ながら、このようなイトコ婚は許嫁関係と強く結びついている。許嫁でありながらイトコではないのは28例中6例、姻戚関係の不明な〈8〉を入れても7例にすぎない。そのうち、〈3〉- ii は主人公の女性が幼い頃から神の国で育ったため、神と結んだ特殊な許嫁関係であり、〈22〉- ii も同じく神との許嫁関係である。〈6〉- 1、〈16〉- iii はいずれも Nishorunsanta、santa などはるか遠方の集団に属する女性である。〈27〉は主人公や夫の名前も明らかにされない menoko yukar であり、やや特殊な事例といえるだろう。このような点を考慮するならば、近隣での許嫁関係<sup>\*8</sup>は、ほとんどがイトコ関係にあることがわかる。

#### 2) 推奨されるイトコ婚

しかし、すべてのイトコ婚が推奨されるわけではない。ここではまず、推奨されるパターンについて見ていくことにする。

##### ①交叉イトコ

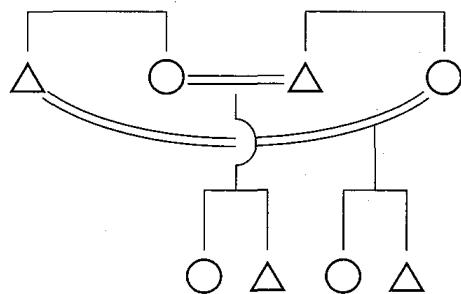
テキストに登場する24例のイトコ関係のうち、23例を占めるのが交叉

イトコである。

## i 双方交叉イトコ

父方の交叉イトコであり、かつ母方の交叉イトコでもある関係を、ここでは便宜的に双方交叉イトコと呼ぶことにする。すなわち、二組の兄妹がそれぞれ相手と結婚し、そこに生まれた子どもたちのイトコ関係がそれである**図2**。双方交叉イトコ関係は交叉イトコ23例中15例にみられるが、そのうち主人公自身の婚姻として登場するのは5例である。

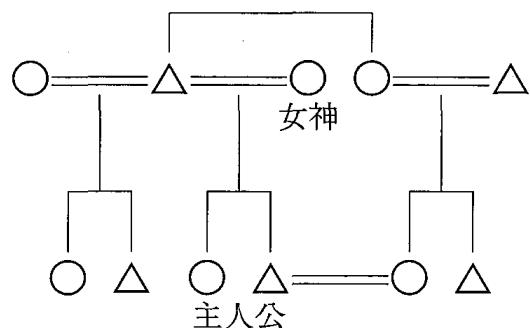
**<図2>**



ii 父方交叉イトコ

この典型的な事例は<図3>に示すように、父が二人の妻を持つケースである。その場合、二人の妻のうち一人は女神であり、主人公はその女神の子という設定が多い。

〈図3〉



なお、母方交叉イトコはこれと表裏の関係にあり、一方から見た父方交叉イトコは、その相手から見るならば母方交叉イトコとなる。したがって、母方交叉イトコ婚もタブーではない。ただし、今回のテキストでは、主人公側から見た場合にはすべて父方交叉イトコ婚であるという規則性

が見いだされる。

例えば、〈11〉「踊ろう跳ねよう物語」では女性が主人公であり、許嫁の Ponrebun kuru は主人公から見て父方交叉イトコの関係にある。さらに 〈13〉「おば・妹」の ii の事例は主人公の女性からみると、許嫁はイトコではなくオイであるが、やはり主人公からみて父方の関係になっている。すなわち、性別というよりも、あくまでも主人公を基本とした規則性といえるだろう。

この父方交叉イトコ婚は、交叉イトコ関係23例中8例であり、事例数として圧倒的に多いというわけではないが、そのうち主人公自身の婚姻が7例を占める点は重要である。すなわち、主人公の母が女神であるという特別な出自と結びつくことにより、父方交叉イトコ婚には明らかに高貴なイメージが付与されており、イトコ婚の中でも特に優越したものとして意識されていると考えられる。

## ②父方平行イトコ

今回のテキストにはほとんど登場しないが、〈5〉「余市姫」には父方平行イトコ婚が一例みられる。しかも主人公自身の婚姻であり、許嫁関係でもある。この点から考えるならば、父方交叉イトコ婚ほど優越したものとはいえないまでも、タブーとして意識されていたわけではないと考えられる。

## 3) 母方平行イトコ婚のタブー

Iで述べたように、母方平行イトコ婚はアイヌ社会では sine upsor と呼ばれる婚姻禁忌である。現実とは遠いといわれる英雄叙事詩の物語世界でもこの点が意識されているかどうかが、本稿における筆者の問題関心の中心であった。

結論から言って、今回のテキスト中に母方平行イトコ婚は一例も存在しない。

その際、若干説明を要する事例として前述の 〈13〉「おば・妹」がある。この物語の主人公は少女であるが、Tomisambechi Shinutapka という、

一般的には Ponyaunpe という少年英雄の住居があるとされる土地に住んでいる。物語の冒頭部分で主人公は、後のストーリー展開に深く関わる Iyochi の男の家に招待されるが、その帰途、少年が現れ、自分の母は死に際に母の妹（＝主人公）と息子とを結婚させるように言い遣しており、自分たちは許嫁関係にあるのだと告げられるのである。

タイトルにある「妹」は恋人や妻を意味し、文字通り叔母と甥の結婚を主題とする物語であるが、ここで注意しなければならないのは、一般に母親の妹は当然母と同じ upsor を祖母から継承しているので、そのまま解釈するならば sine upsor のタブーが犯されていることになる点である。実際、この物語の日本語訳文を読んでもそういう理解が生じるため、英雄叙事詩においては、sine upsor はタブーとして意識されてはいないと理解される危険がある。

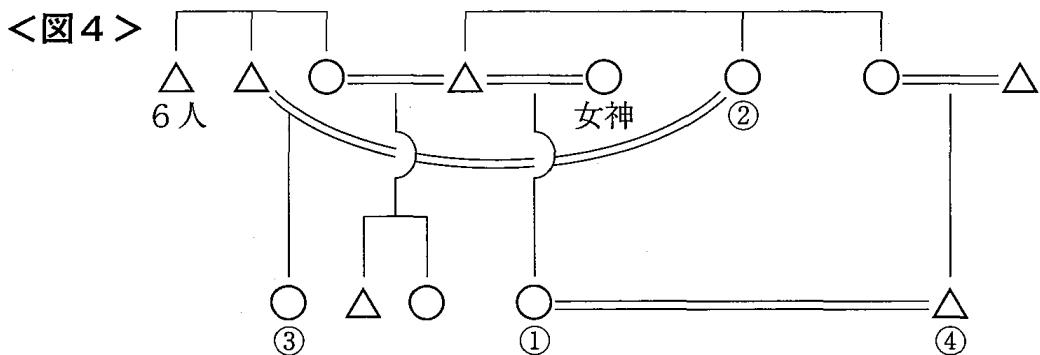
しかしアイヌ語原文に基づいて読み解くならば、この物語の主人公と少年は決して sine upsor とはならないことがわかる。少年の父は妻を二人持っていたのであり、人間の女から生まれた少年の母と、狼の女神から生まれた主人公は、二人とも育ての兄（少年の伯父）に育てられていたのである。すなわち、姉、妹と呼び合ってはいるが、母親が違うため、同じ upsor を持っているわけではない。

さらに、sine upsor のタブーに関わって注目すべき事例を、〈11〉「踊ろう跳よう物語」に見いだすことができる。この物語の主人公は叔母に育てられている少女である。主人公の母は狼神の妹であり、夫とともに早くに天界に帰ってしまった。叔母は、主人公を自分の家に呼び寄せたが、周囲には貧乏人の子だと偽って犬と一緒に育てている。そして、実の娘を神の少女（＝主人公）と入れ替え、主人公の許嫁である Ponrebun kuru と結婚させようと企むのである。

＜図4＞は登場人物の関係図である。主人公①からみて許嫁の Ponrebun kuru ④は、最も優越したパターンと考えられる父方交叉イトコにあたる。それでは、叔母②の実の娘である tumbu orun mat ③と Ponrebun kuru の関係はどのようなものだろうか。この点については、実際に許嫁関係にも婚姻関係にも至らなかつたため、＜表1＞にも記載

されておらず見落としがちであるが、まさに母方平行イトコ関係に他ならない。つまり叔母の企みは、物語展開において憎悪すべきことであるだけでなく、社会倫理的なタブーなのである。

物語中の実際の婚姻例の中には一例も見られない母方平行イトコ関係が、この事例においてのみ成立している点に注目すべきであろう。



### III 民族誌における婚姻事例と金成マツの英雄叙事詩

#### (1) 民族誌研究との関連性

次に、このような英雄叙事詩にみられる婚姻関係と、民族誌研究において確認されてきたアイヌ社会における実際の婚姻との関係性について考えてみたい。

まず、交叉イトコ婚、特に父方交叉イトコ婚の優越について考える。物語中の叙述が現実社会の反映であるとするならば<sup>9</sup>、先にみたような「違う村の他人と結婚するより一つの仲間」というイトコ婚を推奨する意識がアイヌ社会に存在することになる。

再び『アイヌの婚姻』の事例を見てみよう。そこでは、兄妹の子同士は、①結婚してはいけないとする証言と、②結婚してもいいとする証言に大きく分かれる。①は白老、新冠、白糠、塘路などにみられる。特に新冠では、その理由として「兄と妹はたびたび同じカムイノミをしているから」だと語られており、婚姻を神との関係でとらえる意識がうかがえる。旭川でも「よくはない」とされるが、火の神や家の神に祈れば大丈夫だとされる。一方、②は屈斜路、音更、芽室、白人などにみられる。

しかしその場合でも、「いっしょになってもよい」「してもよい」「少しはよいかもしけん」というニュアンスで語られており、積極的に推奨するものではない。

このように、現段階では、父方交叉イトコ婚を好ましい婚姻の形だとする意識を、少なくとも民族誌のデータの中に確認することはできない。

次に、母方平行イトコ婚のタブーについて考えたい。すでにみたように金成マツの英雄叙事詩には、明らかに母方平行イトコ婚を忌避する意識が働いているといえる。したがって、婚姻禁忌の方は、現実のアイヌ社会の通念が英雄叙事詩に反映していると言えそうだが、実際には事態はやや複雑な問題をはらんでいる。

実は『アイヌの婚姻』には、婚姻禁忌に関する記述のうち「胆振国登別」の箇所に以下の記述がみえる。「従兄弟姉妹およびその子たちは、互いにシネウプショルであるから、結婚してはならない、という地方が多いが、胆振の国の一には、いとこ同士の結婚は悪くはない、という事例が一、二ある」(瀬川 1972:60)。

そして、同書の登別における情報提供者は、金成マツなのである(同前:8)。すなわち、金成マツが母方平行イトコ婚を絶対的タブーとみなしていたかどうかには留保が必要なのであり、少なくともこの記述に基づくならば、父方交叉イトコ婚の優越のみならず、母方平行イトコ婚のタブーすらも、現実社会の反映ではなく、物語世界だけに展開されるフィクションと考えなければならないということになる。

ただし、この場合の瀬川の記述に見られる「いとこ同士の結婚」という表現が、厳密に母方平行イトコを指すものかどうか曖昧さを含んでいる点や、他の地方の事例は、古老の語り口を生かした記述が行われているにもかかわらず、この部分だけ記述のトーンが異なっている点など、違和感が残る。

したがって、実際には *sine upsor* の婚姻禁忌は多くの地方で確認されており、しかも、英雄叙事詩でも明らかに忌避される傾向がみてとれる点から考えて、現実と物語世界の一定の相関関係を想定することは可能であろう。

だとすれば、交叉イトコ婚とりわけ父方交叉イトコ婚の優越がこのように特徴的に見いだされることもまた、かつての婚姻意識の「痕跡」であり、過去の遺制をとどめるものとして口承文芸の世界で伝承されてきた可能性は否定できない。しかし、現時点ではそれを裏付ける術を筆者は持たない。

## (2) 金成マツの英雄叙事詩

最後に、ではこの金成マツ筆録の英雄叙事詩に見られるような諸特徴が、どの程度アイヌ英雄叙事詩全般に通有されるものと言えるか、という点について、現在の筆者の見解を示しておきたい。

金成マツは、その100編近い英雄叙事詩をオリジナルに創作していたわけではない。彼女の遺した口承文芸には母や周囲の人々から自然に受け継いだ物語の他に、意図的に採録した資料が数多く含まれており、例えば1932年には散文説話を中心に年間106編を聞き取るという驚異的な作業を行っている（本田 2000）。英雄叙事詩もまたそのような採録の努力に基づいて筆録されたものと思われ、あくまでもアイヌ社会に伝承されてきた物語とみるべきである。

したがって、金成マツの英雄叙事詩が、伝承されてきた通りの物語構成を書き留めているのであるならば、多彩な人間模様を縦横に織り込む能力は、当時のアイヌ口承文芸の語り手たち全般が備えていた力量ということになる。

例えば、〈7〉「虎杖丸別伝」は金田一京助により「虎杖丸」と訳されている英雄叙事詩の類話であり、現在5編<sup>\*10</sup>の存在が知られている。そのうち公刊されているのは、金成マツによる〈7〉を含め、①ワカルパ口述（金田一 1931a）、②鍋沢元蔵筆録（門別町郷土史研究会 1965）、③平賀ヤヤシ口述（北海道教育委員会 1989）の4編である。主人公と許嫁との関係は、〈7〉では父方交叉イトコ、①②も父方交叉イトコ、③では双方交叉イトコである。すなわち金成マツと同様に、交叉イトコ、とりわけ父方交叉イトコの優越が見て取れる。

それゆえ、金成マツの時代までは、このような細やかな親族・婚姻関

係を描くことが英雄叙事詩の定型として確立していた可能性は大きいようと思える。

しかしその一方で、このように複雑な人間関係を土台とした優れて精緻な物語構成は、金成マツにのみ特徴的にみられる姿ではないかとも考えられる。

例えば、前述の「おば・妹」では非常に複雑に交錯した親族構造が物語の醍醐味の一つとなっているが、この類話として、杉村キナが語った「シヌタプカの娘」がある（浅井 1972）。そこでは、主人公の許嫁は「あなたのお父さんの弟が私の父」と語っており、平明な父方平行イトコ関係として描かれているにすぎない。

また、叔母の陰謀に母方平行イトコ関係が隠されている点を指摘した〈11〉「踊ろう跳よう物語」の類話として、砂沢クラ「犬と育った話」（浅井 1972）および西島テル「“神の召使い”と名づけられて育てられたシヌタプカの女人の話」がある。〈11〉の中で登場する悪い叔母は、砂沢クラの語りでも同じく「おばさん」として登場するが、許嫁の「カムイラメトク」との関係は明らかではない。西島テルの場合は、悪叔母は親族ではなく両親が使っていた「女中」であり、許嫁の少年はイヨチ（余市）に住む兄弟の弟の方ということになっている。この場合も親族関係は明らかではない。したがって、いずれの類話からも、主人公と許嫁の少年との父方交叉イトコ関係や、身替わりに育てられていた少女と少年の母方平行イトコ関係などは浮かび上がってこない。

このように、類話の中でも金成マツ筆録の物語にのみ、母方平行イトコ婚に対する忌避感およびそれを利用した巧妙かつ鮮やかな人間模様が設定されているのであり、彼女の創作が入っている可能性も否定はできない<sup>\*11</sup>。

だとすれば、このように特に文学性に秀でた彼女の英雄叙事詩は、このジャンルにおいて特異なものとして位置づけるべきなのだろうか。筆者はそうは思わない。なぜなら、上記のような彼女固有の書き方も認められるとはいえ、あくまでも筆者の印象ではあるが、金成マツの筆致は他の多くの英雄叙事詩の語り口と通じるものがあるように感じられるか

らである。例えば先の「虎杖丸」とその別伝には、アイヌ語のタイトル名でもある宝刀「Kutune-shirka」が登場する。紙幅の関係上ここで各々の詳細な比較をすることは出来ないが、宝刀の鞘や柄・鐔の描写、すなわち夏狐の化け物、雌雄の龍神、狼神のあらわれ方などをみると、特に金成マツと沙流のワカルパの描写は驚くほど似ていることに気付く。このような点からも金成マツの英雄叙事詩は、英雄叙事詩の諸特徴を規範的に含む作品だと言えるように思う。

それゆえ、現時点ではやはり金成マツの英雄叙事詩の特徴を、他の英雄叙事詩にも通有する特徴として措定できるのではないか、少なくともそのような仮説のもとに今後検討を進める指標たり得るのではないかと筆者は考える。

## おわりに

以上、金成マツの英雄叙事詩にみられる婚姻関係について考察してきた。今一度まとめるならば以下の3点に要約できる。

1. 金成マツの英雄叙事詩においては、「恋愛・結婚」が大きなモチーフの一つになっている。その際、許嫁関係は一義的な規範として重視されることが多い。
2. イトコ婚は好ましい婚姻の形であり、近隣での許嫁はほぼイトコ関係になっている。その場合のイトコはほとんど交叉イトコを指すが、なかでも父方交叉イトコ婚には高貴なイメージが付与されており、優越が認められる。これに対し、母方平行イトコ婚は明らかに忌避すべき婚姻として意識されている<sup>\*12</sup>。
3. 英雄叙事詩にみられる父方交叉イトコ婚の優越は、現実のアイヌ社会の婚姻関係においては見いだされない。母方平行イトコ婚のタブーは、*sine upsor* として民族誌研究において確認されており、英雄叙事詩にも忌避感が認められる。この点について、金成マツ自身の認識については若干留保すべき点があるが、現実と物語世界の一定の相関関係を想定することは可能であろう。また、交叉

イトコ婚とりわけ父方交叉イトコ婚の優越がこのように特徴的に見いだされることには、過去の婚姻をめぐる意識の反映が、「痕跡」として受け継がれてきた可能性も否定できない。

最後に改めて確認しておきたいが、筆者は、英雄叙事詩にみられる以上のような婚姻のあり方が、そのまま民族誌のデータを補強しうるものだなどと考えているわけではない<sup>\*13</sup>。むしろそのような立場からの利用を危惧しており、今回の作業はあくまでも英雄叙事詩の資料性についての検討を目的としたものである。

すなわち筆者は、婚姻禁忌という社会構造の核となるような部分は、物語ジャンルの制約性を超えて現実と結びついているのではないかと考えたわけだが、少なくとも金成マツの資料を見る限り、その仮説はある程度立証することができたといえる。そしてそれは今後、北方諸民族社会における婚姻規範が明らかにされてゆくならば、英雄叙事詩の起源を考察する際にも有効ではないかと考えている。

とはいっても、今回行いえたのは、金成マツが遺した30編の英雄叙事詩にみられる婚姻関係の分析にすぎない。今後、他の英雄叙事詩にみられる婚姻関係をも調査するなかで、論を深めていきたい。

## 註

- \* 1 2004年に札幌大学ペリフェリア・文化学研究所が主催して行ったシンポジウム&公開講座「アイヌ文化研究の今」1<アイヌの歴史と物語世界>の報告書である。なお本稿では文献の刊行年のために：を付け、引用ページを示している。
- \* 2 この文献については、2004年の公開講座の際に、奥田統己氏よりご教示いただいた。
- \* 3 1875-1961。アイヌ文学の伝承者・文学者として、大学ノート約2万ページに及ぶローマ字筆録資料を遺す。知里幸恵、知里真志保らの伯母にあたる。
- \* 4 この中には金成マツが「yairap」「menoko yukara」と表現している物語も含んでいる。今回のテキストを見る限り、前者はPonyaunpe以外の男性を主人公（Otasut un kuru や Otasam un kuru）とする物語であり、後者は女性が主人公の物語である。
- \* 5 このような数え方の基準を変更したため、『アイヌの歴史と物語世界』

- に記した事例数とは違いが生じていることをお断りしておく。
- \* 6 物語に登場する人物名は、厳密に言えば人名とはいえない。最もポピュラーな主人公である「Ponyaunpe」は「若い陸の人」という意味であり、その他の多くの登場人物も、「Ishikar un mat (石狩の女)」のように地名に基づいた呼び名にすぎない。
  - \* 7 すでに筆者が指摘したことではあるが（本田 1997：35）、この日本語タイトルは内容と一致しない。チクペニ神は熊神と共に主人公を助け、オタサム村を守る神として登場する。金田一京助の「金成まつユーカラ集」目録（金成まつ（筆録）／金田一京助（訳注）1959）では「撃つ」に対応する部分は「防ぐ」と訳されており、その方がストーリーに即している。「身代わりになって防ぐ、防御する」という意味での *kikikar* については知里真志保が詳述している（知里 1953：119）。
  - \* 8 金成マツの英雄叙事詩を見る限りでは、前述の児島の指摘（児島 1989）にある「同じ川の川上と川下」という関係は必ずしも成立していない。
  - \* 9 かつて藤井貞和は、『源氏物語』正編に登場する結婚の形態、なかでもイトコ婚を含む近親婚の描かれ方について考察した（藤井 1978）。そして「情交不成立を物語の論理としてのみ読もうとする研究者の努力」を「不毛」として、それを近親婚のタブーから読み解いた（藤井 1985：60）。その際、平行イトコ婚に比べ交叉イトコ婚の優先がみられる点にも言及している（藤井 1978：19）。ただし1978年の段階では父方平行イトコ婚を近親婚とみなしタブー性を主張しているが、1985年には通婚禁止であったわけではないとして前説を訂正している（藤井 1985）。母方平行イトコ婚については不明である。一方レヴィ＝ストロースは、『源氏物語』に散見されるイトコ婚に対するためらいと読み取れる記述を挙げ（クロード・レヴィ＝ストロース 1986）、「その社会内で、歴史上のある時期、この風習についての疑いや疑問が出されるようになった」（同前：107）、「イトコ婚への関心は一時的だったのかもしれないが、十一世紀の日本で次第に薄れる傾向をみせ、当時の文学がその心理的動因を明らかにしている」（同前：111）と述べている。このように、藤井およびレヴィ＝ストロースは、『源氏物語』には当時の社会のイトコ婚に対する意識が反映されていると捉えている。
  - \* 10 5編の詳細については、本田 2004を参照のこと。
  - \* 11 かつて蓮池悦子は、その優れた論考である「伝承と伝承者」（蓮池 1997）において「ウナラペ トゥレシ」（=「おば・妹」）の筆録内容が、本稿で利用した金田一京助宛ての筆録資料（1929筆了）に

比べ、甥である知里真志保宛の別伝（1943筆了）では約4千行の増加がみられ、内容も叙情的に変化していることを指摘した。そして「金田一京助への＜伝承者＞からスタートした金成マツは、知里真志保へ二度目のユーカラを書き遺すことによって、＜文学者＞の列に加わった」と述べた。筆者もまた本稿の検討を通じて、それに同意するに至った。あるいは、すくなくとも物語構成においては、金田一宛ての英雄叙事詩を書き記した時点で、すでに金成マツは＜文学者＞としての高みにあったかもしれないとも思う。しかしこの点についてはここでこれ以上議論することではなく、いつか機会を改めたいと考える。

- \*12 なお、今回の婚姻事例の中には、インセストタブーに関わって検討しなければいけない例が一つ存在する。〈22〉「オキクルミが私・ポンヤウンペに伝言を寄こした」に登場する、主人公とアイヌラックル（オイナカムイ）の妹との結婚がそれである。この問題についてはここでは言及を避け、稿を改めたい。
- \*13 この点については、＜アイヌの歴史と物語世界＞第3回公開講座で奥田統己氏からも指摘いただいている。詳細は『アイヌの歴史と物語世界』（札幌大学ペリフェリア・文化学研究所 2005：150）参照。

## 引用・参考文献

アイヌ文化保存対策協議会編

1969 『アイヌ民族誌』 第一法規出版株式会社。

浅井亨

1972 『アイヌの昔話』 日本放送出版協会。

榎森進

1982 『北海道近世史の研究』 北海道出版企画センター。

奥田統己

1996 「歴史研究の資料としてのアイヌ口頭文芸」『北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要』 第2号。

海保嶺夫

1974 『日本北方史の論理』 雄山閣。

金成まつ（筆録）／金田一京助（訳注）

1959-1966 『アイヌ叙事詩ユーカラ集Ⅰ～Ⅶ』 三省堂。

金田一京助

1931a 「虎杖丸」（『金田一京助全集 第九卷』 三省堂 1993）。

1931b 「虎杖丸別伝」（『金田一京助全集 第十卷』 三省堂 1993）。

久保寺逸彦

1969a 「アイヌ文学」 アイヌ文化保存対策協議会編『アイヌ民族誌』 第

- 一法規出版株式会社。
- 1969b 「生死・婚姻・習俗行事…妊娠と出産」同上。
- クロード・レヴィ=ストロース  
1986 『はるかなる視線1』 みすず書房 (フランス語原文 1983)。
- 児島恭子  
1989 「伝統的アイヌ社会における女性の役割」前近代女性史研究会編『家族と女性の歴史 古代・中世』 吉川弘文館。
- 札幌大学ペリフェリア・文化学研究所  
2005 『アイヌの歴史と物語世界 シンポジウム&公開講座【アイヌ文化研究の今】①』
- 志賀雪湖  
2003 「アイヌの口承文芸における「歴史」」『歴史評論』639 校倉書房。
- 杉浦健一  
1952 「沙流アイヌの親族組織」『民族学研究』第16巻3~4号、日本民族学会。
- 瀬川清子  
1952 「沙流アイヌの UPSHOR について」『民族学研究』第16巻3~4号、日本民族学会。
- 1961 「アイヌの伝承聞書」(1)(2)『民族学研究』第25巻3号、第26巻1号、日本民族学会。
- 1972 『アイヌの婚姻』(新装版 未来社 1998)。
- 知里真志保  
1953 『分類アイヌ語辞典 植物編』(『知里真志保著作集 別巻I』平凡社 1976)。
- 1954 「ユーカラの人びととその生活」(『知里真志保著作集三』平凡社 1973)。
- 中川裕  
1989 「ユーカラ－アイヌ民族の口承文芸－」菊池徹夫他編『よみがえる中世4』平凡社。
- 1997 『アイヌの物語世界』平凡社。
- 中川裕・志賀雪湖・奥田統己  
1997 「アイヌ文学」『岩波講座 日本文学史 第17巻』岩波書店。
- 名取武光  
1943 「沙流川筋アイヌの家紋と婚姻」(『名取武光著作集II』北海道出版企画センター 1974)。
- 萩中美枝  
1998 「アイヌ民族の家族と人の一生」宮良高弘他『北海道の家族と人の一生 北の生活文庫第4巻』北海道。

蓮池悦子

- 1997 「伝承と伝承者」『口承文学2・アイヌ文学 岩波講座日本文学史 第17巻』岩波書店。

藤井貞和

- 1978 「タブーと結婚－光源氏物語の構造－」東京大学国語国文学会『國語と國文學』655。  
1985 『物語の結婚』創樹社。  
2004 『物語理論講義』東京大学出版会。

藤村久和

- 2003 「アイヌにおける母系と父系」赤坂憲雄他編『女の領域・男の領域』岩波書店。

北海道教育委員会

- 1989 『久保寺逸彦ノート』(アイヌ民俗文化財口承文芸シリーズ8)。  
1979-2005 『アイヌ民俗文化財(ユーカラシリーズ)』1~27。

本田優子

- 1997 「アイヌ口承文芸にあらわれる植物および植物神について」『北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要』第3号。  
2000 「吉田菊太郎資料の中の金成マツ筆録口承文芸目録」『同上』第6号。  
2004 「アイヌ口承文芸にあらわれる衣服について」『同上』第10号。

門別町郷土史研究会

- 1965 『アイヌ叙事詩クト・ネシリカ』。